# 令和8年度 保育所・認定こども園(保育部分2号・3号)利用申込案内

# ■受付日時 令和7年11月12日(水)午前9時~午後5時(予約必須)

※0歳児、1歳児は、上記のほか有田市役所こども課窓口でも受付が可能です。 受付期間:10月27日(月)~11月11日(火)※平日のみ・予約不要

## ■受付場所 子育て世代活動支援センターWaku Waku

有田市箕島 27(文化福祉センター内) 電話 0737-83-1470 ※駐車の際は市民駐車場(国道 480 号線沿い)をご利用ください。 ※当日は休館日のため、申請受付のみのご利用となります。 館内施設のご利用はできません。

■**事前予約** 右記二次元コードを読み取るか、下記 URL よりご予約ください。 https://logoform.jp/form/GigN/1203976



予約フォーム

事前予約は令和7年10月1日より開始いたします。

**■申込要件** ①保護者及び児童が有田市民であること

(申込時点で市民でない方は、利用開始日までに住民異動ができること)

- ②保育を必要とする事由(※1)に該当すること
- ■受付対象 令和8年7月までに入所を希望される方

※育児休業後、職場復帰される方のみ令和8年12月の入所まで受け付けます。

#### ■必要書類 ①保育所等利用申込書

- ②就労証明書等
- ③アンケート (2歳児以上)
- ※様式は市ホームページに掲載しています。



市ホームページ

#### ■今後の受付時期

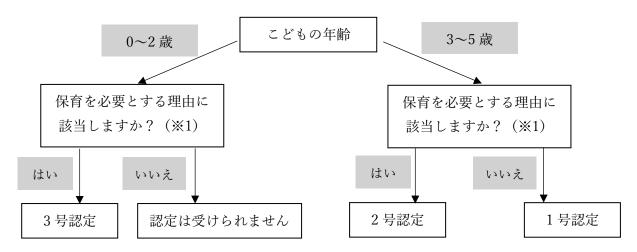
令和8年8月入所~12月入所 →令和8年4月1日より受付 令和9年1月入所~3月入所 →令和8年7月1日より受付 <注意事項>

・2 歳児以上のお子さんについてはご家庭での様子をお伺いしますので、必ずお子さんと一緒にお越しください。

※受付日に申込みができない場合、11月13日以降にこども課窓口でお申込みください。 ※受付日以降は先着順で入所調整を行います。

## ◆「認定」とは

保育所・認定こども園等を利用するために、認定を受ける必要があります。



※1号認定は各認定こども園(初島幼稚園・ぶっとく幼稚園)へ直接お申込みください。

# ◆保育を必要とする事由(※1)・認定有効期間

保育を必要とする事由	認定有効期間	必要書類 (父母それぞれ必要)	
就労	就労開始日の前月~	就労証明書 (事業主の証明)	
妊娠・出産	出産予定日の2ヶ月前~	母子手帳の写し(氏名と出産予定	
<u> </u>	出産日の8週間後の月末	日記載のページ)	
保護者の疾病・障害	治療に必要な期間	医師の診断書(治療期間を明記し	
同居親族の介護・看護	介護・看護に必要な期間	たもの)または身体障害者手帳の	
門店税床の介護・有護	介護・有護に必安な期间	写し	
災害復旧	必要な期間	り災証明	
求職活動	90 日間	求職活動支援機関等利用証明書	
水帆石到	90 口间	(ハローワークの証明)	
就学	就学開始日の前月~	学生証の写し(入学予定の場合は	
机子	卒業(就労)	合格通知書の写し)	
虐待や DV のおそれがある	<b>心声を</b> 期間		
こと	必要な期間	_	
育児休業取得中の継続利用	~復帰日	復帰日が記載された就労証明書	

## ◆認定区分表

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定		
年齢	満3歳以上	満3歳以上	生後6ヶ月~満3歳未満		
	(満3歳誕生日の前日から)	(満3歳誕生日の前日から)	(満3歳誕生日の前々日まで)		
保育の必要性	なし	あり			
利用できる施設	認定こども園	認定こども園・保育所			
利用者負担額	無償	保育料基準額表(※2)を参照			
(保育利用料)		(3歳児クラス以上は無償)			
副食費	世帯の市民税に応じ	0歳児クラス~2歳児クラスまでは利用者負担額			
<ul><li>一</li></ul>		(保育利用料)に含む			
(わかり、わやり守)	て算定	3歳児クラス以上は世帯の市民税に応じて算定			

## ・認定こども園

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 また、地域の子育て家庭を対象に、親子集いの場の提供などの子育て支援も行います。 (初島幼稚園は令和6年度、ぶっとく幼稚園は令和7年度に認定こども園に移行しました)

#### ・保育所

小学校就学前児童を対象に、就労や病気などのために家庭で保育できない保護者に代わって、 子どもの心身の発達を目的に保育する施設です。

# ◆教育・保育時間

認定される区分に応じて、施設を利用できる時間が異なります。

保育を必要とする事由に応じ「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかで認定を行います。

### ・1 号認定

→教育標準時間:1日に4時間を標準として各施設が定める時間の利用が可能

## ・2 号認定・3 号認定

→保育標準時間:1日最長11時間の利用が可能

(就労の場合は月 120 時間以上の就労)

→保育短時間:1日最長8時間の利用が可能 (就労の場合は月48~120時間未満の就労)

## ◆令和8年度年齢別クラス

令和8年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス	生年月日
0 歳児	令和7年4月2日~
1歳児	令和6年4月2日~令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日
4 歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日
5 歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日

#### ◆市内の教育・保育施設

認定こども園:初島幼稚園・ぶっとく幼稚園

保育所:宮崎町保育所、保田保育所、宮原保育所、古江見保育所、そとはま保育所

施設名	受入児童	開園時間	土曜保育	電話番号
(私)初島幼稚園	1歳児~	7:30~18:30	7:30~18:30	82-2828
(私)ぶっとく幼稚園	2 歳児~	7:00~18:00	7:00~11:30	82-2663
(公)宮崎町保育所	2 歳児~	7:30~18:30	_	82-2869
(公)保田保育所	0 歳児~	7:00~19:00	7:00~17:15	82-3969
(公)宮原保育所	0 歳児~		_	88-7295
(公)古江見保育所	2 歳児~	$7:30\sim18:30$	_	83-3298
(公)そとはま保育所	0 歳児~		_	82-2865

- ※認定こども園の1号認定は満3歳(誕生日の前日)から利用可能です。
- ※土曜保育の利用には土曜日に就労していると分かる就労証明書が必要です。
- ※宮崎町保育所、宮原保育所、古江見保育所、そとはま保育所を利用している場合でも、保田保 育所の土曜保育を利用することができます。

## ◆宮崎町保育所について

宮崎町保育所は**令和9年3月末をもって閉所**いたします。<u>閉所時期をご理解いただいたうえで、</u> 宮崎町保育所への入所を希望されたお子さまにつきましては、引き続き受け入れをいたします。

#### ◆公立保育所の認定こども園化・民営化について

令和9年度より、宮原保育所が認定こども園となり、民営化されます。今後、すべての保育所 を認定こども園化していく予定としております。

詳しくは HP をご覧ください。

市ホームページ

## ◆入所の審査

保育を必要とする度合いや家庭の状況等を総合的に審査し、以下の優先順位のもとで入所調整 を行います。

定員を超過した場合、優先度が同程度のケースは抽選となりますのでご了承ください。

- ① 前年度から入所している子ども
- ② 受付日に申込をした子ども
- ③ 受付日以降12月末までに申込をした子ども
- ④ 他市町在住で入所を希望する子ども

# ◆利用申込の手続き・流れ

- ① 11月12日 令和8年度一斉申込
- ② 1月中旬 入所内定通知送付
- ③ 2月中 健康診断(保育所)
- ④ 3月中旬 入所決定通知送付
- ⑤ 4月上旬 入所式・入園式、保育料・副食費(4月~8月分)決定通知送付

# 令和7年度保育料基準額表(※2) (令和7年4月1日現在)

				保育料(月額) 単位:円				
	皆層 階層区分		3歳児未満		3歳児以上			
階層			保育	保育	保育	保育		
			標準	短	標準	短		
			時間	時間	時間	時間		
1	生活保護世帯		0		0			
2	市町村民税非課税世帯		0		0			
2	3	48,600 円未満	要保護世帯等	8,200		0		
3		46,000 日本凋	上記以外	15,000		0		
	4 市町村民税所得割合育額   48,600 円以上77,101 円未満77,101 円以上9   97,000 円以上169,000 円以上	48,600 円以上	要保護世帯等	8,	8,200		0	
4		77,101 円未満	上記以外	25,000		0		
	所得	77,101 円以上 97,000 円未満		25,000		0		
5	割	97,000 円以上 169,000 円未満		30,000		0		
6	算好	台 算 169,000 円以上 301,000 円未満		37,000		0		
7	供	301,000 円以上 397,000 円未満		40,000		0		
8		397,000 円以上		44,000		0		

▼0~2歳児 給食費は保育料に含まれています。

▼3~5歳児 主食分(ごはん・パン等)・副食分(おかず・おやつ等)の給食費をお支払いいただきます。

※年収360万円未満相当世帯の児童とすべての世帯の第3子以降の児童については、副食費が免除されます。

\*

- 【注1】4~8月分の保育料は、前年度の市民税で、9~3月分の保育料は当該年度の市民税で 算定します。
- 【注2】要保護世帯等とは、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する場合をいいます。
  - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
  - (3) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認めた者
- 【注3】外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、寄附 金税額控除等の適用は行いません。
- ▼下記に該当する方は、保育料が軽減されます。
- 1.多子世帯で市民税所得割額が 57,700 円未満の場合

3階層・4階層(所得割課税額が57,700円未満に限る)に該当する世帯であって、保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の児童から順に2人目を半額(下記の「※ 紀州っ子いっぱいサポート」を申請することで0円となります。)とし、3人目以降については0円とします。

## 2.要保護世帯等で、かつ多子世帯で市民税所得割課税額が77,101円未満の場合

要保護世帯等で、かつ3階層・4階層(所得割課税額が77,101円未満)に該当する世帯について、保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の児童から順に2人目以降については0円とします。

## 3.2人以上の児童が施設・事業所等を同時に利用する場合

保護者と生計を一にする小学校就学前児童が、2人以上同時に下記の施設・事業所等を利用する場合は、利用する児童のうち最年長の児童から順に2人目を半額とし、3人目以降については0円とします。

#### 紀州っ子いっぱいサポート

### ①第3子以降

保護者と生計を一にする児童が3人以上いる場合、年齢の高い順に数えて3人目以降については0円とします。(申請書の提出が必要です)

# ②第2子

保護者と生計を一にする児童で3階層・4階層(所得割課税額が57,700円未満に限る)世帯の第2子については0円とします。(申請書の提出が必要です)